

第 1 9 2 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令 和 3 年 7 月 1 3 日 開 催

南 部 町 農 業 委 員 会

第192回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和3年7月13日(火) 午後2時00分

2. 閉会年月日 令和3年7月13日(木) 午後2時23分

3. 開催場所 南部分庁舎議場

4. 出席委員(15人)

会長	9番	中村文男		
会長職務代理	2番	川守田雄一		
委員	1番	工藤信仁	3番	赤石敏文
	4番	佐々木一雄	5番	梅内勝治
	6番	坂本重悦	7番	山田憲幸
	8番	三浦恵美子	10番	坂本誠治
	11番	滝田信彦	12番	蹴揚福男
	13番	河守田雄一	14番	石橋薫
	16番	堀内重男		

5. 欠席委員(0人)

欠席者

6. 会議書記

事務局長	夏堀勝徳
主幹	小田原孝治
総括主査	佐藤弓孔

7. 会議日程

日程第1 会議録署名委員の氏名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 報告第5号 貸貸借合意解約書の受理について
日程第5 報告第6号 使用貸借合意解約書の受理について
日程第6 報告第11号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第7 議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
日程第8 議案第13号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
日程第9 議案第14号 非農地証明交付申請の承認について

議 長	<p>はじめに、始礼を行います。</p> <p>・起立 ・礼 ・直れ</p> <p>農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>13 番 河守田雄一委員の音頭で行います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>(全員、憲章を唱和)</p>
議 長	<p>ご着席ください。</p>
事務局長	<p>ただいまから第 192 回南部町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、中村会長よりごあいさつをお願いいたします。</p>
議 長	<p>「あいさつ」</p>
事務局長	<p>本日の出席委員は 15 名で、委員定数に達しておりますので、第 192 回総会は成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 3 分)</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。</p> <p>16 番 堀内 重男</p> <p>1 番 工藤 信仁 委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。</p>

議 長	<p>次に、日程第4 報告第5号「賃貸借合意解約書の受理について」を報告いたします。 報告の説明を求めます。 小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>報告第5号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法により賃貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、1件であります。 農地の所在、地目、面積、貸付人の氏名及び借受人の住所・氏名は報告書に記載のとおりです。 番号1番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和3年4月1日から令和5年3月31日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和3年6月25日、土地の引き渡しの時期は令和3年6月26日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p>
議 長	<p>次に、日程第5 報告第6号「使用貸借合意解約書の受理について」を報告いたします。 報告の説明を求めます。 小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>報告第6号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法及び農地法により使用貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、3件であります。 農地の所在、地目、面積、貸付人の氏名及び借受人の住所・氏名は報告書に記載のとおりです。 番号1番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は令和2年9月1日から令和12年3月31日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日、土地の引き渡しの時期は令和3年6月14日で、合意解約の条件は「なし」であります。 番号2番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は平成13年2月21日から令和13年2月20日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日、土地の引き渡しの時期は令和3年6月17日で、合意解約の条件は「なし」であります。 番号3番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は平成13年3月26日から令和13年3月25日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日、土地の引き渡しの時期は令和3年6月17日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p>
議 長	<p>次に、日程第6 議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 ここでは、11番 滝田信彦 委員と13番 河守田雄一 委員が譲渡人として、14番 石橋薫</p>

委員が譲受人となっている事案が含まれていますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

—— 滝田・河守田・石橋委員退席 ——

(午後 2 時 8 分退席)

議長 議案の説明を求めます。
小田原主幹

小田原主幹 議案第 11 号について、説明いたします。
農地法第 3 条の規定による許可申請は 4 件で、いずれも所有権の移転に関するものです。
調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。

議長 農地調査の結果について、説明を求めます。
藤嶋 昭雄 調査員

藤嶋調査員 農地利用最適化推進委員 1 番 藤嶋から説明いたします。
去る 7 月 2 日、蹴場 福男 農業委員と南部分庁舎 3 階第 1 会議室において、議案第 11 号から議案第 12 号及び議案第 14 号について、調査を行いましたので説明します。
議案第 11 号についてですが、農地法第 3 条第 2 項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。
農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。
番号 1 番から番号 2 番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため、申請地を取得するものです。
番号 3 番の申請理由は、譲受人が贈与を受けて引き続き営農するため申請地を取得するものです。
番号 4 番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため、申請地を取得するものです。
調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。

議長 議案第 11 号について、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

議 長	<p>ここで、滝田委員・河守田委員・石橋委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">—— 滝田・河守田・石橋委員入室 ——</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 1 3 分着席)</p> <p>次に、日程第 7 議案第 12 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第 12 号について、説明いたします。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 1 件で、賃貸借に関するものです。</p> <p>なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>調査内容については、農地調査員から説明させていただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>藤嶋 昭雄 調査員</p>
藤嶋調査員	<p>議案第 12 号について、農地法第 5 条第 2 項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、貸渡人及び借受人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の申請理由は、借受人が森越地区の携帯電話基地局工事に伴い、作業用地及び駐車場用地として一時的に使用するため申請地を借り受けるものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第 12 号について、補足いたします。</p> <p>番号 1 番の申請地の位置ですが、名川・森越地区で、南部町健康センターから北東に約 2.3 km の距離に位置し、申請地の西側は農地、北東側は山林、南側は非農地となっています。</p> <p>農地区分については、「農用地区域内農地」に該当します。</p> <p>農用地区域内農地の転用は、原則として認められませんが、一時的な利用に供する場合で、農業振興整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められることから、例外的に許可することができるものであり、転用目的は問題ないと考えます。</p>

小田原主 幹 議 長	<p>以上、補足説明を終わります。</p> <p>議案第 12 号について、ご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 12 号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。</p>
小田原主 幹	<p>次に、日程第 8 議案第 13 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p> <p>議案第 13 号について、説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、6 件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の利用目的は畑、期間は 1 年 8 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 2,660 円です。</p> <p>番号 2 番の利用目的は樹園地、期間は 1 年 8 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 2,957 円です。</p> <p>番号 3 番の利用目的は畑、期間は 8 ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 4 番の利用目的は田、期間は 2 年 8 ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 5 番の利用目的は田、期間は 9 年 8 ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 6 番の利用目的は田、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>議案第 13 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 13 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>

議 長	<p>次に、日程第9 議案第14号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第14号について、説明いたします。</p> <p>非農地証明交付申請の承認に係る案件は1件です。</p> <p>なお、別紙資料に案内図と配置図を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>藤嶋 昭雄 調査員</p>
藤嶋調査員	<p>議案第14号について、非農地等認定の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の申請理由は、申請人が高齢により平成13年頃から 当該農地の管理ができなくなり、山林化したことから、現況に合わせた登記地目とするため、申請したものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>非農地証明の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第14号について、補足いたします。</p> <p>番号1番の申請地の位置ですが、名川・森越地区で南部町健康センターから東に約4kmに位置し、山林に囲まれた小集団の農地となっています。</p> <p>現況は山林化しており、非農地等認定の基準となる「肥培管理を廃止し、おおむね20年以上を経過したもので、農地等として利用することが困難と認められる土地」と判断されることから、非農地証明の承認は問題ないと考えます。</p> <p>以上補足説明終わります。</p>
議 長	<p>議案第14号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第14号「非農地証明交付申請の承認について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>

議 長	<p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第 192 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。 ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 23 分)</p> <p>終礼を行います。</p> <p style="padding-left: 40px;">・起立 ・礼 ・直れ ・着席</p>
-----	--

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 3 年 7 月 13 日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員